

教 育 委 員 会 会 議

日時 令和4年9月22日（木）

午後2時00分

場所 教育委員会室

< 次 第 >

1 開 会

2 議 事

議案第50号 さいたま市教職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について

議案第51号 さいたま市教職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則の制定について

議案第52号 さいたま市いじめのない学校づくり推進委員会調査専門員の委嘱 [非公開案件]
について

議案第53号 さいたま市立館岩少年自然の家運営委員会委員の委嘱及び任命に [非公開案件]
ついて

議案第54号 議決事項の一部変更について（見沼通船堀（西縁）再整備工事請負契約）

3 閉 会

議案第50号

さいたま市教職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について

さいたま市教職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例施行規則の一部を改正する規則を、別紙のとおり制定する。

令和4年9月22日提出

さいたま市教育委員会
教育長 細田 眞由美

別紙

さいたま市教職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例施行規則の一部を改正する規則

さいたま市教職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例施行規則（平成29年さいたま市教育委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(特別休暇)</p> <p>第24条 条例第17条の教育委員会規則で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、その期間は、当該各号に定める期間とする。</p> <p>(1)～(15) [略]</p> <p>(16) 教職員の配偶者等が出産する場合であつてその出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあつては、14週間）前の日から当該出産の日以後<u>1年</u>を経過する日までの期間にある場合において、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子（配偶者等の子を含む。）を養育する職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められるとき 当該期間内における5日の範囲内の期間</p> <p>(17)～(24) [略]</p> <p>2・3 [略]</p>	<p>(特別休暇)</p> <p>第24条 条例第17条の教育委員会規則で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、その期間は、当該各号に定める期間とする。</p> <p>(1)～(15) [略]</p> <p>(16) 教職員の配偶者等が出産する場合であつてその出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあつては、14週間）前の日から当該出産の日後<u>8週間</u>を経過する日までの期間にある場合において、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子（配偶者等の子を含む。）を養育する職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められるとき 当該期間内における5日の範囲内の期間</p> <p>(17)～(24) [略]</p> <p>2・3 [略]</p>

附 則

この規則は、令和4年10月1日から施行する。

提案理由

人事院規則 15-14（職員の勤務時間、休日及び休暇）が一部改正されたことを踏まえ、育児参加のための休暇の対象期間の拡大の措置を講ずるため、さいたま市教職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例施行規則の一部を改正するものです。

なお、施行期日は、令和4年10月1日です。

「さいたま市教職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例施行規則」の改正の概要について

人事院規則 15-14（職員の勤務時間、休日及び休暇）が一部改正されたことを踏まえ、育児参加のための休暇の対象期間の拡大の措置を講ずるため、次のとおり「さいたま市教職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例施行規則」（以下「規則」という。）の所要の改正を行うものである。

1 改正内容

育児参加のための休暇の対象期間の拡大（規則第24条第1項第16号関係）

- ・ 育児参加休暇の対象期間を子が1歳に達する日まで（現行：産後8週間を経過する日まで）に拡大するもの。

2 改正理由

- (1) 国家公務員に係る妊娠・出産・育児等と仕事の両立支援のための措置について人事院規則が改正され、令和4年10月1日から施行されること。
- (2) さいたま市人事委員会の報告（令和3年9月）において、これらの措置について、本市においても検討する必要があるとされていること。
- (3) 地方公務員の勤務条件は、国家公務員の措置との権衡を踏まえる必要があること。

3 施行日

令和4年10月1日

議案第51号

さいたま市教職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則の制定について

さいたま市教職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則を、別紙のとおり制定する。

令和4年9月22日提出

さいたま市教育委員会
教育長 細田 眞由美

提案理由

地方公務員の育児休業等に関する法律及びさいたま市職員の育児休業等に関する条例の一部改正に伴い、所要の改正を行うもの。

なお、施行期日は、令和4年10月1日です。

別紙

さいたま市教職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則
さいたま市教職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則（平成29年さいたま市教育委員会規則第27号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">(期末手当の支給を受ける教職員)</p> <p>第2条 条例第25条において読み替えて準用する職員給与条例第27条第1項前段の規定により期末手当の支給を受ける教職員は、同項に規定するそれぞれの基準日に在職する教職員（条例第25条において読み替えて準用する職員給与条例第28条各号のいずれかに該当する者を除く。）のうち、次に掲げる教職員以外の教職員とする。</p> <p>(1)～(5) [略]</p> <p>(6) 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第2条の規定により育児休業をしている教職員のうち、さいたま市職員の育児休業等に関する条例（平成13年さいたま市条例第30号。以下「育休条例」という。）第7条第1項の規定の適用を受ける教職員以外の教職員</p> <p>(7)～(9) [略]</p> <p style="text-align: center;">(期末手当に係る在職期間)</p> <p>第8条 [略]</p> <p>2 前項の期間の算定については、次に掲げる期間を除算する。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 育児休業法第2条の規定又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号。以下「育児介護休業法」という。）第5条若しくは第9条の2の規定により育児休業（次に掲げる育児休業を除く。）をしている教職員として在職した期間については、その2分の1の期間</p>	<p style="text-align: center;">(期末手当の支給を受ける教職員)</p> <p>第2条 条例第25条において読み替えて準用する職員給与条例第27条第1項前段の規定により期末手当の支給を受ける教職員は、同項に規定するそれぞれの基準日に在職する教職員（条例第25条において読み替えて準用する職員給与条例第28条各号のいずれかに該当する者を除く。）のうち、次に掲げる教職員以外の教職員とする。</p> <p>(1)～(5) [略]</p> <p>(6) 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第2条の規定により育児休業をしている教職員のうち、さいたま市職員の育児休業等に関する条例（平成13年さいたま市条例第30号）第7条第1項の規定の適用を受ける教職員以外の教職員</p> <p>(7)～(9) [略]</p> <p style="text-align: center;">(期末手当に係る在職期間)</p> <p>第8条 [略]</p> <p>2 前項の期間の算定については、次に掲げる期間を除算する。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 育児休業法第2条の規定又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号。第22条第2項第2号において「育児介護休業法」という。）第5条の規定により育児休業をしている教職員（当該育児休業の承認又は申出に係る期間（当該期間が2以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が1月以下である教職員</p>

を除く。)として在職した期間については、その2分の1の期間

ア 当該育児休業の承認又は申出に係る期間の全部が育児休業法第2条の規定による育児休業で子の出生の日から育休条例第3条の2に規定する期間内にあるもの又は育児介護休業法第9条の2第1項に規定する育児休業であって、当該育児休業の承認又は申出に係る期間（当該期間が2以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が1月以下である育児休業

イ 当該育児休業の承認又は申出に係る期間の全部が育児休業法第2条の規定による育児休業で子の出生の日から育休条例第3条の2に規定する期間内にあるもの以外の育児休業又は育児介護休業法第5条に規定する育児休業であって、当該育児休業の承認又は申出に係る期間（当該期間が2以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が1月以下である育児休業

(4)～(6) [略]

3 [略]

(勤勉手当の支給を受ける教職員)

第18条 条例第26条において読み替えて準用する職員給与条例第30条第1項前段の規定により勤勉手当の支給を受ける教職員は、同項に規定するそれぞれの基準日に在職する教職員（条例第26条において読み替えて準用する職員給与条例第30条第5項において読み替えて準用する同条例第28条各号のいずれかに該当する者を除く。）のうち、次に掲げる教職員以外の教職員とする。

(1)～(4) [略]

(5) 育児休業法第2条の規定により育児休業をしている教職員のうち、育休条例第7条第2項の適用を受ける教職員以外の教職員

(勤勉手当に係る勤務期間)

第22条 [略]

2 前項の期間の算定については、次に掲げる期間を除算する。

(1) [略]

(2) 育児休業法第2条の規定又は育児介護休業法第5条若しくは第9条の2の規定により育児休業（第8条第2項第3号ア及びイに掲げる育児休業を除く。）をしている教職員として在職した期間

(4)～(6) [略]

3 [略]

(勤勉手当の支給を受ける教職員)

第18条 条例第26条において読み替えて準用する職員給与条例第30条第1項前段の規定により勤勉手当の支給を受ける教職員は、同項に規定するそれぞれの基準日に在職する教職員（条例第26条において読み替えて準用する職員給与条例第30条第5項において読み替えて準用する同条例第28条各号のいずれかに該当する者を除く。）のうち、次に掲げる教職員以外の教職員とする。

(1)～(4) [略]

(5) 育児休業法第2条の規定により育児休業をしている教職員のうち、さいたま市職員の育児休業等に関する条例第7条第2項の適用を受ける教職員以外の教職員

(勤勉手当に係る勤務期間)

第22条 [略]

2 前項の期間の算定については、次に掲げる期間を除算する。

(1) [略]

(2) 育児休業法第2条の規定又は育児介護休業法第5条の規定により育児休業をしている教職員（当該育児休業の承認又は申出に係る期間（当該期間が2以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が1月以下である教職員を除く。）として在職した期間

(3)~(11) [略] 3 [略]	(3)~(11) [略] 3 [略]
-----------------------	-----------------------

附 則

この規則は、令和4年10月1日から施行する。

議案第54号

議決事項の一部変更について（見沼通船堀（西縁）再整備工事請負契約）

見沼通船堀（西縁）再整備工事請負契約について、下記のとおり議決事項の一部変更をしたいので、市長に申出する。

令和4年9月22日提出

さいたま市教育委員会
教育長 細田 眞由美

記

- 1 契約名称
見沼通船堀（西縁）再整備工事請負契約
- 2 一部変更を行う議決事項
令和3年12月議会議案第169号 議決事項の一部変更について（見沼通船堀（西縁）再整備工事請負契約）について
- 3 変更の理由
現場条件が異なったことによる施工数量の変更、関桙への土圧軽減工法の変更、及び建設発生土処分方法の変更等により、契約変更を行うものです。
- 4 変更の内容
契約金額を323,631,000円から410,795,000円に変更する。

提案理由

見沼通船堀（西縁）再整備工事請負契約の議決事項の一部変更について、令和4年12月議会において議会の議決を得るため、市長に申出するものです。